



2019-20 年度テーマ

第 2670 地区

# 宿毛ロータリークラブ会報



■会長	小栗 学
■幹事	保田 孝司
■SAA	吉尾 航
■クラブ奉仕委員長	高瀬 一也
■職業奉仕委員長	東 豊喜
■社会奉仕委員長	西田 教世
■国際奉仕委員長	岡崎 利久
■青少年奉仕委員長	竹葉 良仁

■例会日	毎週木曜日 12:30~13:30
■例会場	宿毛市幸町 秋沢ホテル
■事務所	〒788-0003 高知県宿毛市幸町 6-43 TEL 0880-63-3416 FAX 0880-63-3417 URL <a href="http://www.gallery.ne.jp/~sukumorc/">http://www.gallery.ne.jp/~sukumorc/</a> E-Mail <a href="mailto:sukumorc@mb.gallery.ne.jp">sukumorc@mb.gallery.ne.jp</a>

## 例会報告 第2666回 令和元年8月8日(木曜日) 天気:晴

- 例会司会: 吉尾SAA
- 開会点鐘: 小栗会長
- Rソング: 四つのテスト
- お客様:

### 四つのテスト 言行はこれらに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

### ■会長報告 高瀬副会長

本日は小栗会長のご家族に不幸があったとのことで代理でご挨拶いたします。今日の新聞でガンでなくなる方の情報が出ていましたが、交通事故でなくなる方も増えているということです。台風も9号10号と来ております。それと気温も上がっておりますので、十分に休みながらお仕事していただくようお願いいたします。屋内でも熱中症になる方もいるとのことです。お気をつけください。

### ■幹事報告 保田幹事

- 宿毛商工会議所より:
  - ・奥谷美術館の建設を求める陳情について
- 公益財団法人ロータリー日本財団より:
  - ・確定申告用寄附金領収証についてのごお願い
- 四万十ロータリークラブより:
  - ・例会休会のお知らせ
- ガバナーエレクト事務所より:
  - ・第15回 日韓親善会議へのお誘い

欠席届 6名

### ■8月誕生日・結婚記念日

8月誕生日  
池会員、田淵会員、竹田会員

8月結婚記念日  
秋澤会員、稲田会員

### ■プログラム 池会員

#### 働き方改革について 池会員

働き方改革とは、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択出来る社会を実現する改革。公正な待遇の実現、同一労働同一賃金、長時間労働の是正ということで時間外労働の上限規制が設けられた改革です。大企業では今年の4/1から施行されており、中小企業については来年4/1から施行されます。年次有給休暇の消化義務は今年の4月から始まっております。年間5日を取らなければ罰則もあります。時間外は60時間を超えると割増賃金は50%増となります。労働時間休息の原則ということで、1日8時間1週40時間を越えて働かせてはならない、1週間に1日休日を与えなければならないという事になっていて、その上に働くならば36協定を職員代表者と結んで労働基準局に届けなければなりません。当社の場合、時間が不規則なので、上述の36協定を結んでいます。これを破った場合は一人当たり30万の罰金となります。当社では法律が施行されてどういうふうにしたらいいかと言う事で、社員が楽しく働いてもらうために、会社の現況がどうなっているか社員一人ひとりと面談をして、改善していく方法を会社内で検討しました。年二回社

員面談をして残業契約もやめて、年俸制にしました。年俸制を導入して、まず時給を決めて月給を決め、30時間の残業代を自動的に先につけました。夜間搬送も夜間搬送部を作り一部外部委託し、夜の残業時間も減りました。情報を社員と共有するために全社員にiPadを支給して、インサークルという共有システムを入れました。キントーンというクラウドを利用して、知らない、聞いてない、わからないという状況を避けるようにしました。電話の着信システムも導入して、PCで誰からかかって来たか解析できるようにしました。それによりスピーディーな対応ができるようになりました。社員にも利益の淵源がどこにあるのか?を意識付けできるようになりました。月に1回の勉強会や研修会なども行っています。休みもしっかり取れるようになり、残業時間も大幅に減って来ました。決算手当も支給して、大幅にベースアップもできるようになりました。会社は経営者のものではなく、社員が楽しく働く場であると、顧客第一ではなく職員満足を第一に顧客満足に取り組んだ結果、会社に利益が残るようになりました。8/8は私の60回目の誕生日です。生んでくれた親に感謝申し上げます。

Q: 保田幹事 会社が利益を出さないと何事も上手くいかないと思いません。今より欲しいという人もいるのだが、本業が終わってバイトに行ったりする。このあたりはどうか?

A: 池会員 通算しての時間になると思います。副業のほうに労働時間は通算されます。通産時間が超えた場合は副業先に罰則が来ます。副業の届け出をしていただいています。そのへんのことは就業規則に示してください。

Q: 保田幹事 大企業向けの規範だとしか考えられない。

A: 池会員 以前は弁護士に過払い金がブームだったが、これからは労働関係の過不足金についてのブームが訪れるだろう、タイムカードを管理するソフトも生まれている。

### ■ニコニコ

秋澤会員	2,000円
結婚記念日のお礼	
池会員	2,000円
誕生日のお礼	

### ■出席報告

62.96%